

第3回 豊能・能勢水道事業(仮称) 料金検討部会

水道料金の検討について

大阪広域水道企業団 経営・事業等評価委員会

令和4年5月25日

目次

1. 必要な料金水準の検討(パターンⅢ)	3
2. 料金体系の検討	13
3. 加入金の検討	29
(参考)	32

1. 必要な料金水準の検討(パターンⅢ)

前回部会における検討状況

- ◆ 料金水準の検討にあたり、水需要の減少による料金収入の減少など、統合案策定時からの状況の変化を踏まえ、企業団案として、今回の料金改定率を統合案どおりとしたうえで、統合に伴う繰入金の一部を後年度に活用し、次回改定率を抑制するパターン(Ⅱ-③)を検討しました。

必要な料金水準の試算結果(第2回部会資料の再掲)

パターン設定			改定率	
パターン	繰入金等の活用	改定率	今回(R5,6年度)	次回(R11) 料金算定期間は5年間(~R15)
Ⅱ-③	一部を 後年度に活用	統合案どおり	豊能20% 能勢19%	15%

- ◆ 企業団案に対して、委員から以下の意見があり、料金水準について再検討しました。

委員意見の概要

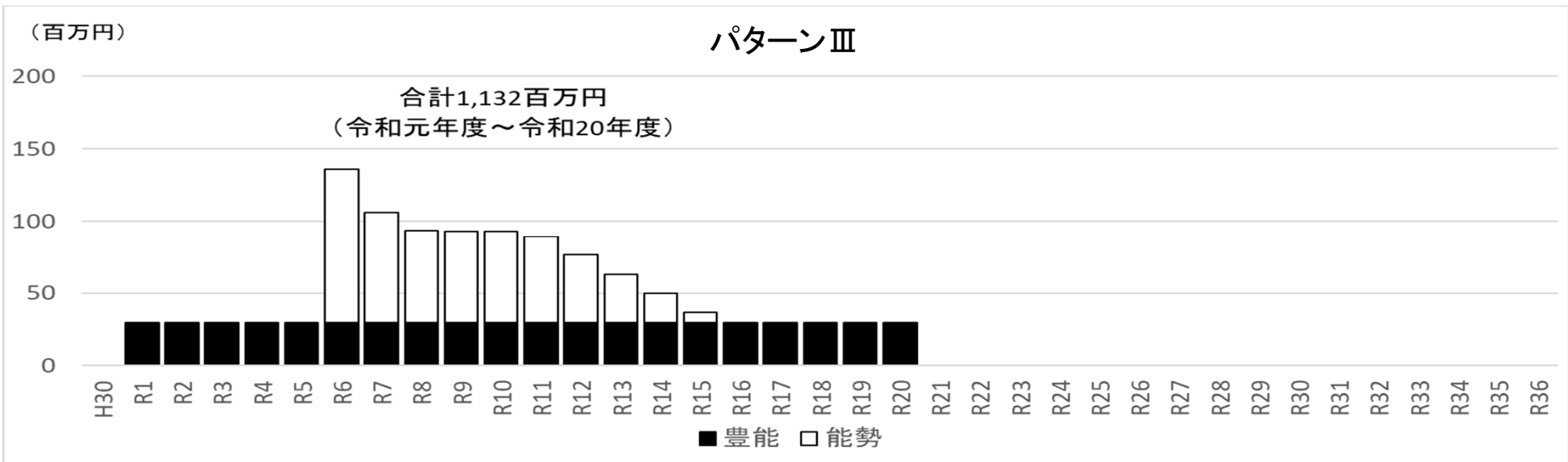
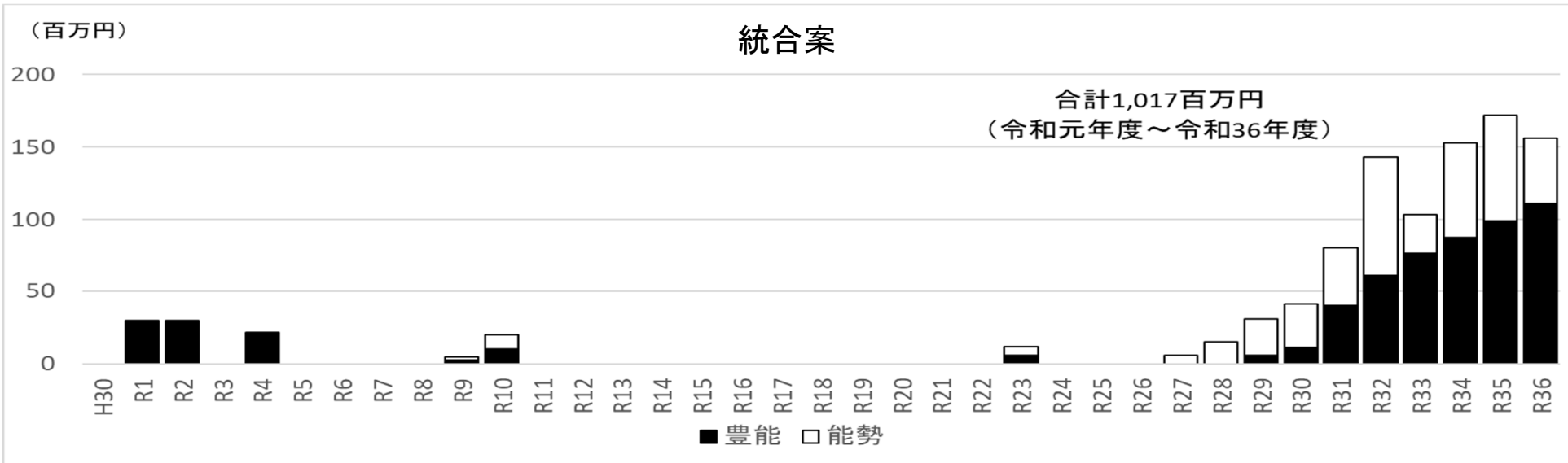
項目	概要
料金改定率の抑制	府内においてすでに料金の高い両町の更なる値上げは住民の負担が大きいことに加え、料金の差異が拡大することで、府域一水道や料金の統一を阻害するおそれがあることから、改定率はできる限り抑制していくべき
統合に伴う繰入金の活用	両町からの統合に伴う繰入金は、料金値上げを抑制するという繰入目的に鑑み、繰入年度に活用すべき
基金繰入金※の活用	今回及び次回の料金改定において、基金繰入金の活用が検討されていないが、後年度に温存しておくのではなく、積極的に活用していくことを検討すべき

※企業団の水道事業統合促進基金からの繰入金

料金水準の再検討(パターンⅢ)

① 統合に伴う繰入金の活用

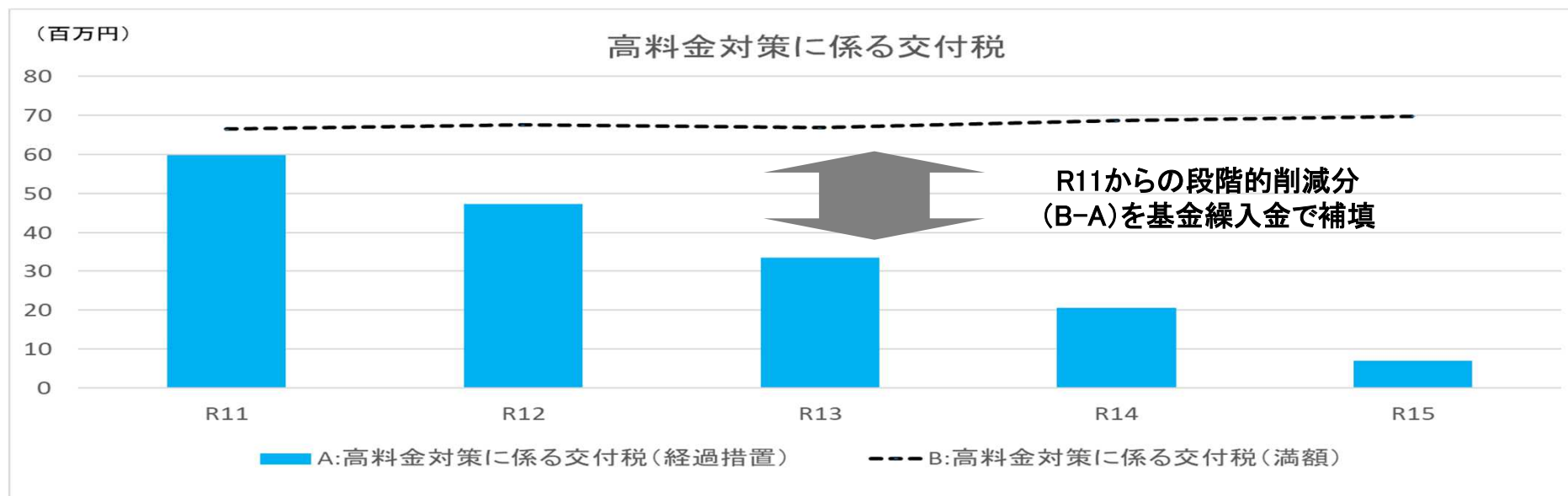
◆ 統合に伴う繰入金は、繰入年度に全額活用することとします。



料金水準の再検討(パターンⅢ)

② 基金繰入金の活用

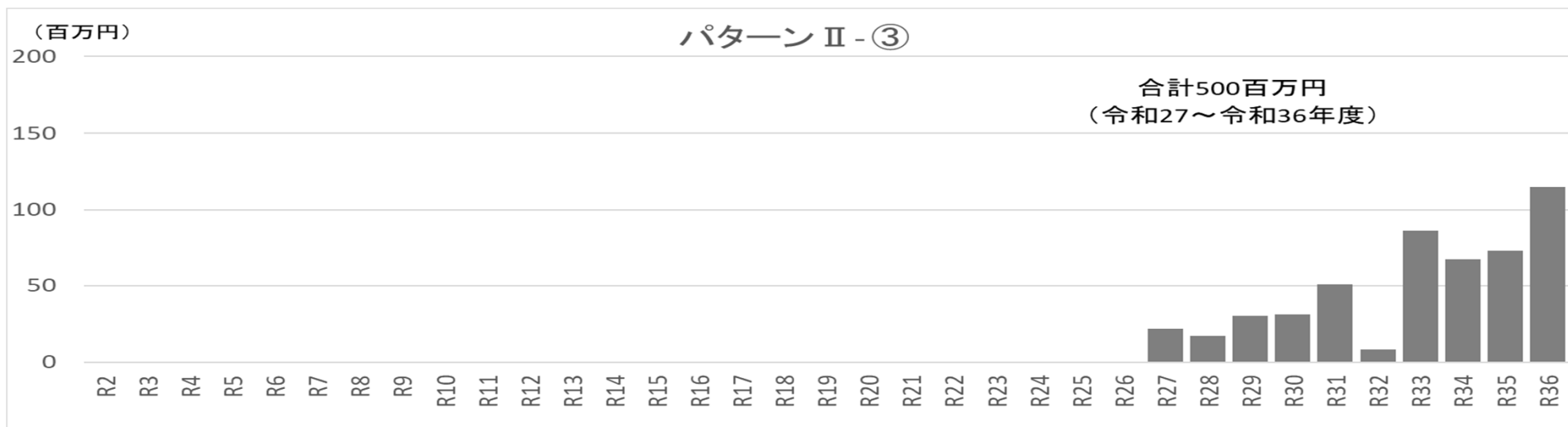
- ◆ 能勢町の一般会計からの繰入金は、国の高料金対策に係る交付税措置と同水準としており、この交付税措置には令和15年度を終期として令和11年度以降は段階的に削減される経過措置が設けられています。
- ◆ 基金繰入金は、統合案においても高料金対策として措置することとしており、この考え方と整合を図る形で、令和11年度から段階的に削減される金額を、基金繰入金により補填します。



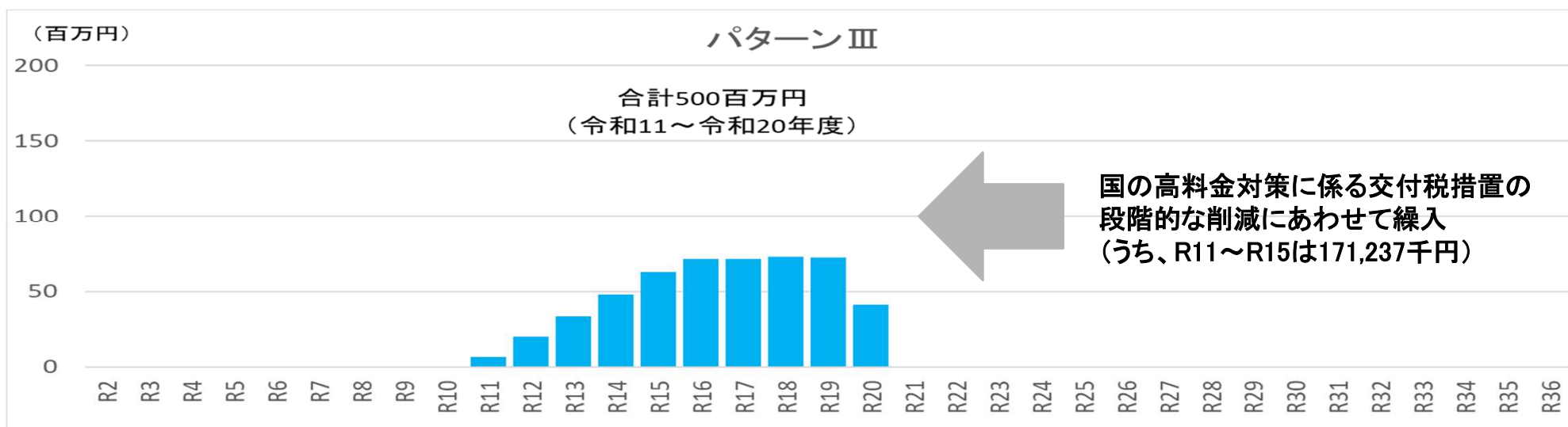
(単位:千円)	R11	R12	R13	R14	R15
A: 高料金対策に係る交付税(経過措置)	59,814	47,301	33,433	20,586	6,984
B: 高料金対策に係る交付税(満額)	66,460	67,574	66,865	68,620	69,836
B-A	6,646	20,273	33,432	48,034	62,852

合計171,237千円を基金繰入金で補填

基金繰入金の比較



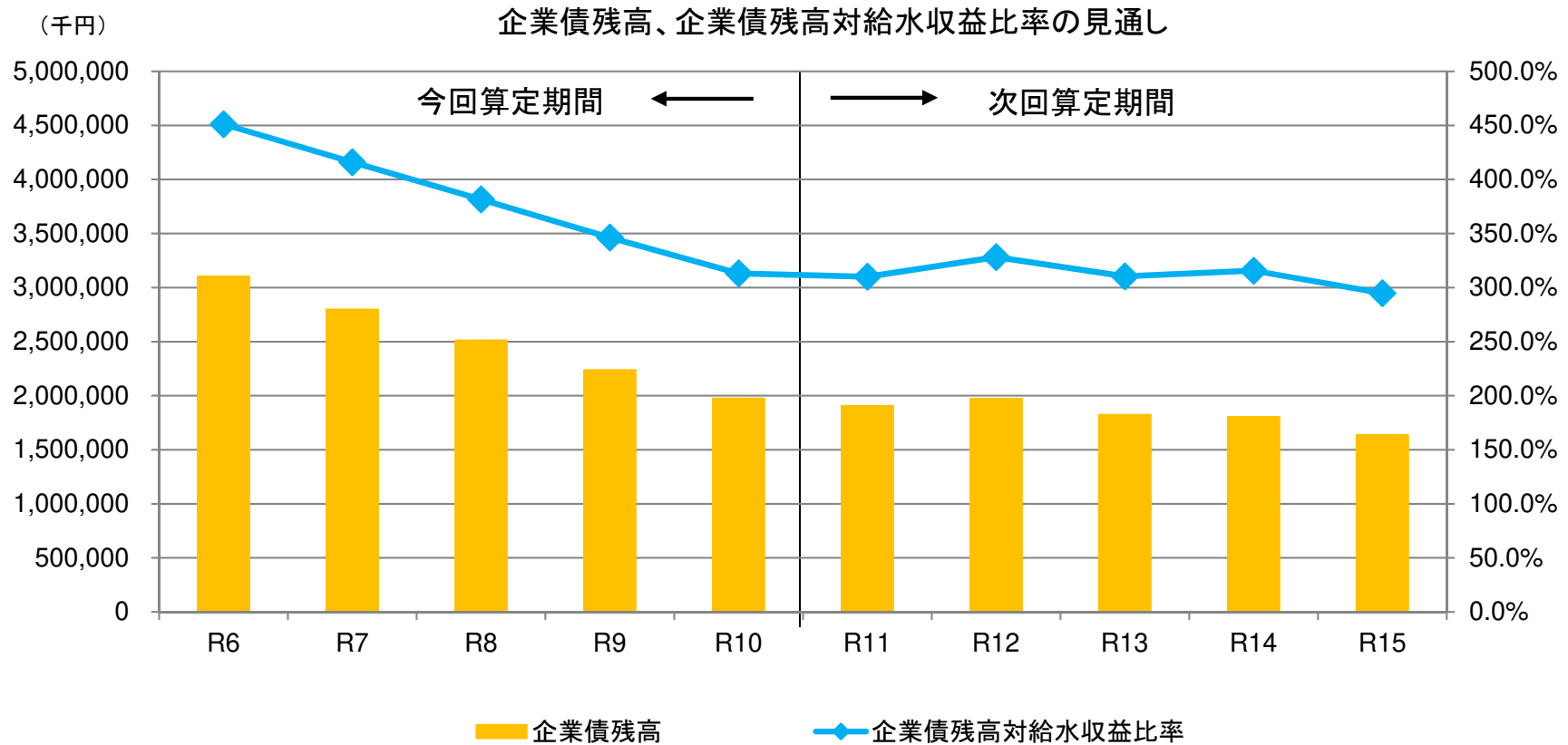
◆ 基金繰入金については、パターンⅡ-③では後年度での活用としていましたが、パターンⅢでは国の高料金対策に係る交付税措置の段階的な削減にあわせて繰り入れます。



料金水準の再検討(パターンⅢ)

③ 企業債の活用

- ◆ 統合に伴う繰入金及び基金繰入金の活用を図ったうえで、必要な資金は企業債(充当率は、事業費等に応じてR6～R10は10%、R11～R15は31%から65%)により確保します。
- ◆ 企業債残高、企業債残高対給水収益比率の見通しは、以下のとおりです。



料金水準の再検討(パターンⅢ)の結果

- ◆ 統合に伴う繰入金、基金繰入金及び企業債を活用し、豊能水道事業と能勢町水道事業の改定後の供給単価が同一となるように料金改定率を算定し、パターンⅢとします。
- ◆ 今回の料金改定率は、豊能水道事業15.0%、能勢町水道事業12.8%となります。

パターン設定	改定率		月20㎡使用した場合の 料金負担増加額	【参考】	
パターン	今回 (R5,R6)	供給単価 (R6)		次回料金 算定における 想定改定率	供給単価
Ⅲ	豊能 15.0% 能勢 12.8%	301.1円/㎡	豊能 +786円 能勢 +684円	15.0%	346.2円/㎡

改定条件に対する評価

- ◆ パターンⅢの改定率とした場合、料金算定期間(令和5～10年度)を通して、料金改定条件を満たします。

料金改定条件	評価	
収益的収支(単年度)	令和10年度まで黒字	○
料金回収率 ※	令和10年度まで100%以上	○
資金残高	令和10年度まで3か月分以上	○

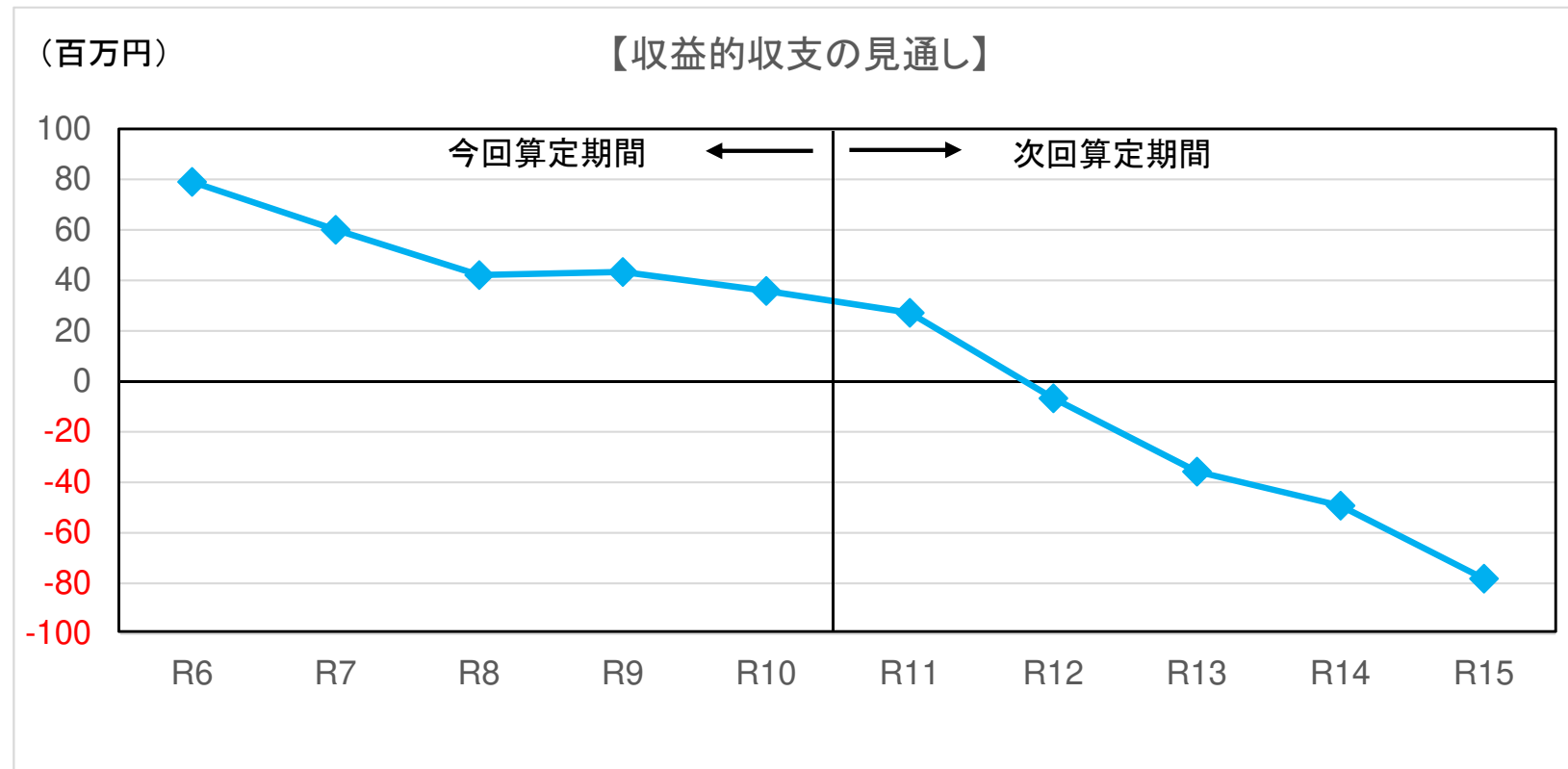
※ 料金回収率は、給水に係る費用が料金収入でどの程度賄えているかを表す指標です(料金回収率(%)=供給単価÷給水原価×100)。

なお、給水原価の算定において、統合に伴う繰入金を考慮しています。

パターンⅢの改定率で料金改定をした場合の収益的収支の見通し

収益的収支の見通し

- ◆ 収益的収支の見通しは、以下のとおりです。
- ◆ 今回の料金算定期間を通じて黒字を確保する見込みです。

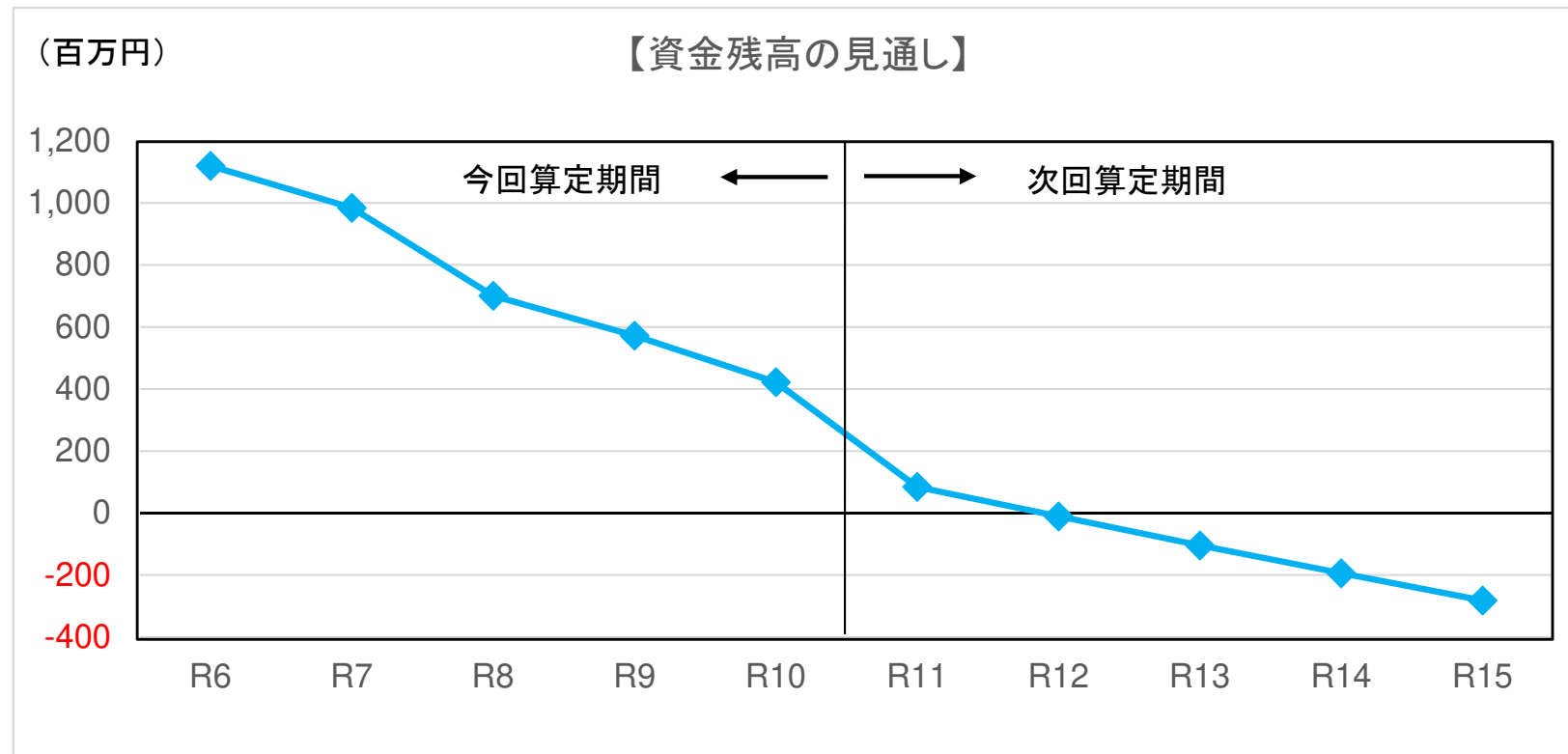


※ 次回算定期間の見通しにおいては、料金改定を反映していません。

パターンⅢの改定率で料金改定をした場合の資金残高の見通し

資金残高の見通し

- ◆ 資金残高の見通しは、以下のとおりです。
- ◆ 今回の料金算定期間を通じて資金残高はプラスで推移する見込みです。

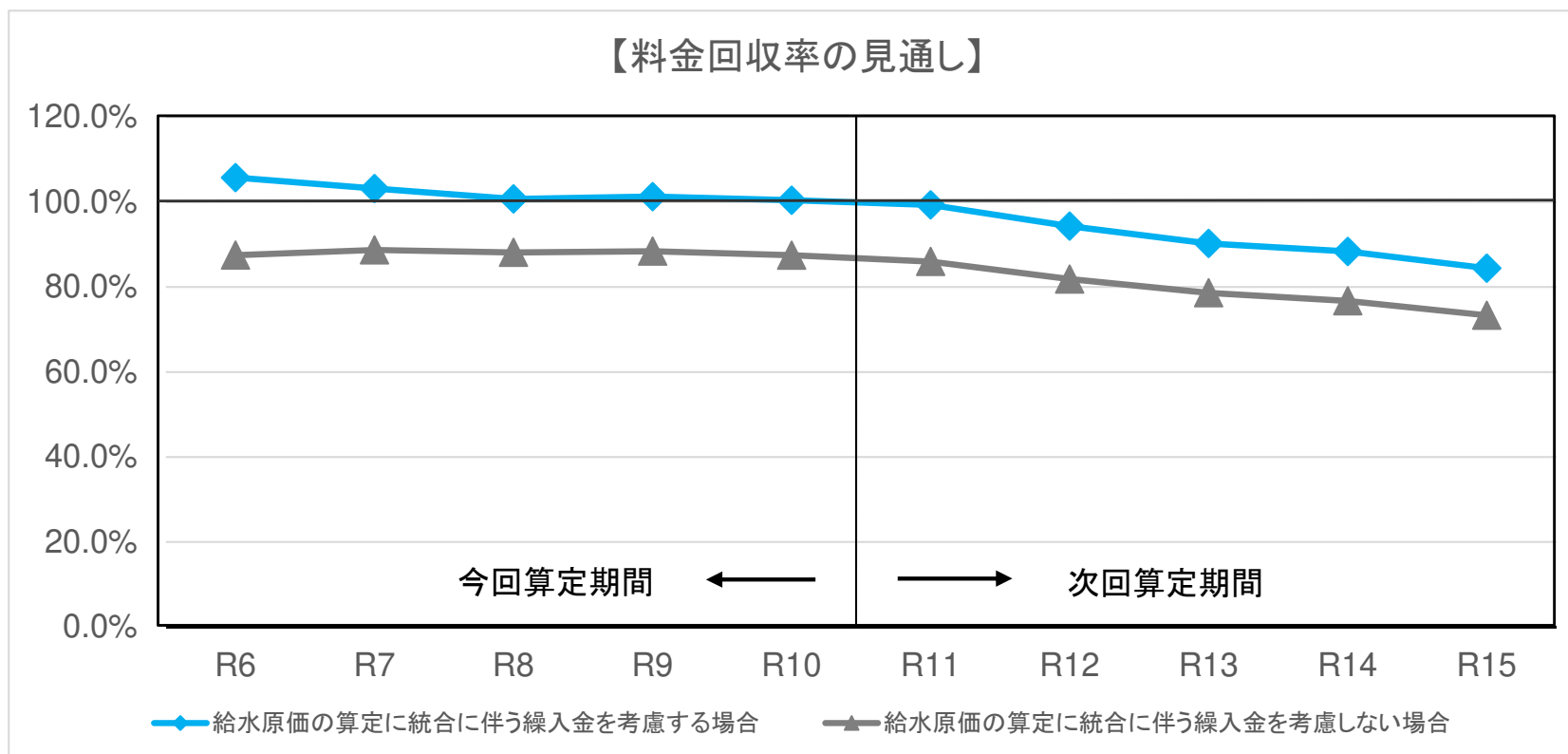


※ 次回算定期間の見通しにおいては、料金改定を反映していません。

パターンⅢの改定率で料金改定をした場合の料金回収率の見通し

料金回収率の見通し

- ◆ 料金回収率の見通しは、以下のとおりです。
- ◆ 給水原価の算定に統合に伴う繰入金を考慮した場合は、今回の料金算定期間を通じて100%を超える水準で推移する見込みです。



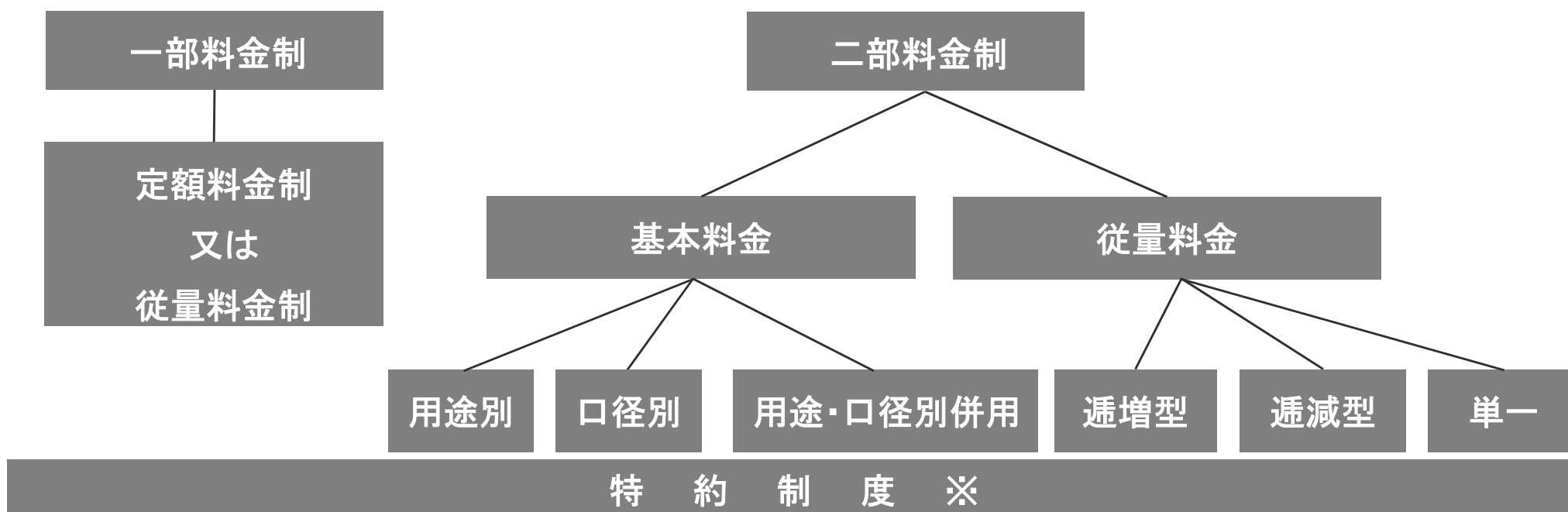
※ 次回算定期間の見通しにおいては、料金改定を反映していません。

2. 料金体系の検討

料金体系の現状(第1回部会資料の再掲)

【料金の構成】

- ◆ 料金の構成には、定額料金制又は従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金からなる二部料金制、そして特約制度などがありますが、全国的に水道事業では二部料金制を採用しているケースが多くなっています。豊能水道事業、能勢町水道事業も、二部料金制を採用しています。
- ◆ 基本料金については、用途により設定する用途別料金体系と口径の大きさにより設定する口径別料金体系があり、用途別・口径別料金体系を併用している団体もあります。豊能水道事業は、用途別・口径別料金体系を採用しており、能勢町水道事業は、口径別料金体系を採用しています。
- ◆ 従量料金については、使用量に応じて単価が変動するもの(逓増・逓減)と単一のものがあります。豊能水道事業、能勢町水道事業は、逓増型を採用しています。



※ 基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度など

【参考】料金体系に関する主な用語説明

項目	説明
一部料金制	定額料金又は使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度です。
二部料金制	基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度です。
用途別料金	水道の用途別(例:家庭用、営業用、浴場用等)に料金を設定する方法です。
口径別料金	水道メーターの口径の違いによって料金を設定する方法です。
基本料金	使用水量の有無にかかわらず負担してもらう料金です。 基本水量が設定されているものと設定されていないものがあります。
基本水量	基本料金に含まれる一定の使用水量のことです。
従量料金	使用水量に応じて負担してもらう料金です。使用水量に単価を乗じて計算されます。
単一型 (従量料金)	使用水量の多寡にかかわらず、単価を均一とした従量料金制度です。
逡増(減)型 (従量料金)	使用水量の多寡により、単価が変動する従量料金制度です。使用水量の増加に伴い単価が上がるものを逡増型、下がるものを逡減型といいます。

豊能水道事業 料金体系について(第1回部会資料の再掲)

- ◆ 基本料金は、基本水量を設定せず、口径ごとに設定しており、公共用については、一般用の基本料金の1.5倍となっています。
- ◆ 従量料金は、40m³までは10m³ごとに、それ以降は、41m³～70m³、71m³～100m³、101m³以上の7区分で設定し、使用水量が増加するほど単価が高くなる逓増制を採用しています。
- ◆ 加入金は、区域ごとに口径別の金額を設定しています。

【豊能水道事業(一般用)の料金体系】

(1か月)

(料金、加入金は全て税抜、令和2年4月1日時点)

口径	基本料金	基本水量	従量料金単価
13mm	1,180円	-	～10m ³ ・・・144円/m ³
20mm	1,180円		11m ³ ～20m ³ ・・・184円/m ³
25mm	1,840円		21m ³ ～30m ³ ・・・234円/m ³
30mm	2,620円		31m ³ ～40m ³ ・・・294円/m ³
40mm	4,720円		41m ³ ～70m ³ ・・・364円/m ³
50mm	7,360円		71m ³ ～100m ³ ・・・444円/m ³
75mm	16,520円		101m ³ ～・・・534円/m ³

口径	加入金 ※					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
13mm	200,000円	38,000円	495,000円	619,000円	711,000円	866,000円
20mm	300,000円	95,000円	761,000円	952,000円	1,095,000円	1,333,000円
25mm	440,000円	171,000円	952,000円	1,190,000円	1,369,000円	1,666,000円
30mm	660,000円	266,000円	1,142,000円	1,428,000円	1,642,000円	2,000,000円
40mm	1,100,000円	533,000円	1,523,000円	1,904,000円	2,190,000円	2,666,000円
50mm	5,500,000円	933,000円	1,904,000円	2,380,000円	2,738,000円	3,333,000円
75mm	11,000,000円	2,533,000円	2,857,000円	3,571,000円	4,107,000円	5,000,000円

※加入金は、区域ごとに設定されていて、それぞれ以下の区域の加入金を示しています。

- (1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風の区域
- (2) 統合以前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域
- (3) 統合以前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域
- (4) 統合以前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域
- (5) 統合以前の牧簡易水道事業の区域
- (6) 統合以前の寺田特設水道事業の区域

能勢町水道事業 料金体系について(第1回部会資料の再掲)

- ◆ 基本料金は、基本水量を設定し、口径ごとに設定しており、口径30mm以上は同額となっています。
- ◆ 従量料金は、30m³以下と31m³以上の2区分で設定し、使用水量が増加するほど単価が高くなる逡増制を採用しています。
- ◆ メーター使用料は、口径別の金額を設定しています。
- ◆ 加入金は、口径別の金額を設定しています。

【能勢町水道事業(一般用)の料金体系】

(1か月) (料金、加入金は全て税抜、令和2年4月1日時点)

口径	基本料金	メーター使用料	基本水量	従量料金単価	口径	加入金
13mm	1,720円	96円	8m ³	基本水量超～30m ³ ・・210円/m ³ 31～m ³ ・・280円/m ³	13mm	1,142,858円
20mm	2,580円	191円	12m ³		20mm	1,523,810円
25mm	3,225円	286円	15m ³		25mm	3,428,572円
30mm	4,300円	477円	20m ³		30mm	5,714,286円
40mm	4,300円	762円	20m ³		40mm	10,285,722円
50mm	4,300円	953円	20m ³		50mm	16,000,012円
75mm	4,300円	1,429円	20m ³		75mm	37,714,314円

料金体系の原則と検討にあたっての視点

- ◆ 料金体系の基本的な考え方については、公益社団法人日本水道協会から「水道料金算定要領」(以下「算定要領」という。)という指針が示されています。
- ◆ 算定要領において、料金体系の原則として以下のとおり、料金は個々の給水に要する個別原価に基づき設定(個別原価主義)することで、客観的公平が確保できるとされています。
- ◆ 個別原価主義とは、大きな口径のメーターを付けている利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担するべきであると考え、一般的に基本料金や従量料金を高く設定するなど、個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて料金を設定しようとする考え方で、口径別料金体系に代表され、個々の料金が個別原価という客観的数値を基に決定されるため、公平性が保たれることなどから、より優れた考え方とされています。
- ◆ 料金体系については、算定要領の考え方をベースに、公平性の視点に加え、使用者の激変緩和や経営環境の変化への対応などにも配慮して検討する必要があります。

料金体系の検討の主な視点

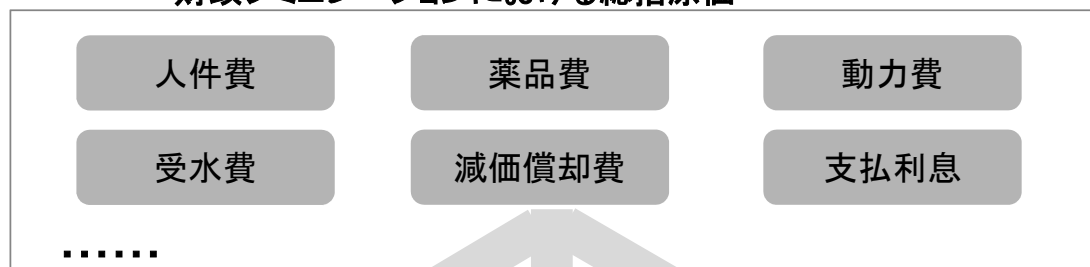
検討の視点		考え方
公平性	客観的公平の確保	個々の給水に要する個別原価に基づく料金設定
使用者負担	激変緩和	急激な負担増加とならないよう配慮
		少量使用者への配慮
健全経営	経営環境の変化に強い料金体系	人口減少等による有収水量減少の影響を受けにくい料金体系

総括原価に基づく料金体系の考え方

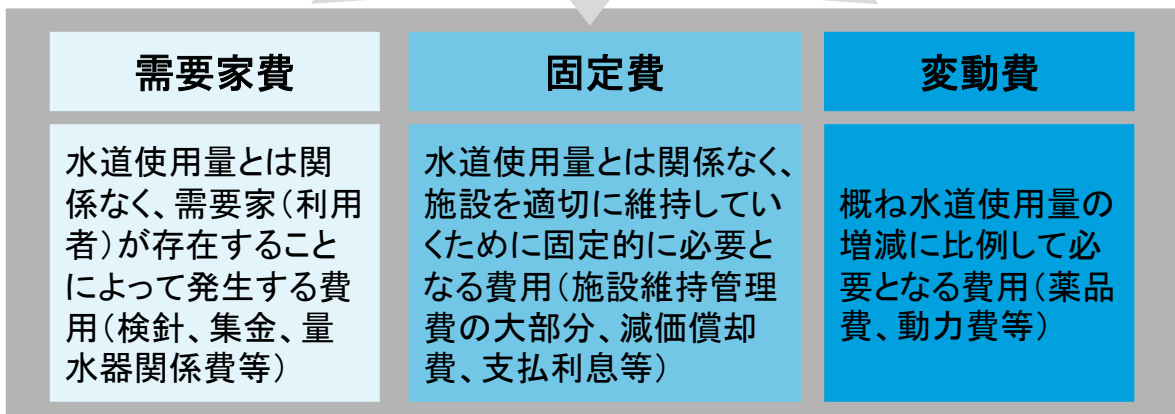
- ◆ 総括原価とは、料金算定期間において料金収入で賄うべき全ての費用のことです。
- ◆ 算定要領では、総括原価を、費用の性質に基づき「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解し、最終的に基本料金及び従量料金に配賦することとされています。
- ◆ 算定要領の考え方に基づき、固定的な費用は固定的な収入である基本料金収入で賄い、変動的な費用は使用水量に応じた従量料金収入で賄うことで、経営環境の変化に強い料金体系となります。

算定要領に基づく総括原価の区分(イメージ)

財政シミュレーションにおける総括原価



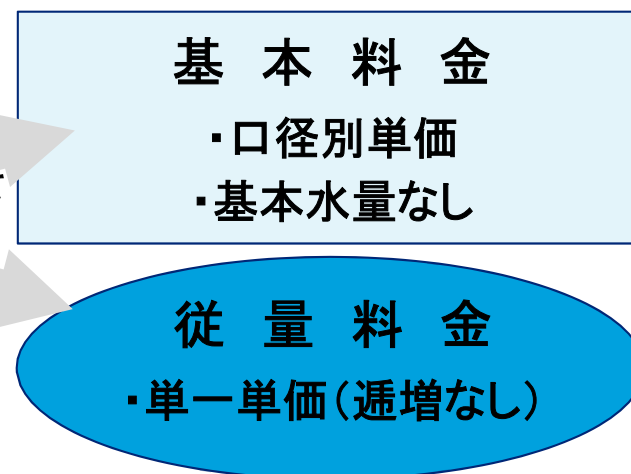
性質別に区分



【費用の基本料金・従量料金への配分】

1. 「需要家費」は基本料金へ
2. 「変動費」は従量料金へ
3. 「固定費」は、一定の基準に従い基本料金と従量料金に配分

区分に応じて
配分



両水道事業の料金体系の相違点

- ◆ 基本料金について、口径別の料金設定や、基本水量設定の有無に違いがあります。
- ◆ 従量料金について、逡増度の設定に違いがあります。
- ◆ 算定要領の考え方にに基づき、現在の料金体系からの激変緩和も考慮し、料金体系について検討する必要があります。

算定要領における考え方と現在の両水道事業の料金体系

	算定要領(原則)	豊能水道事業	能勢町水道事業
基本料金	口径別に基本料金を設定	口径別に基本料金を設定しているが、口径13mmと口径20mmは同額で設定	口径別に基本料金を設定しているが、口径30mm以上は同額で設定 (別途口径別にメーター使用料を設定)
	基本水量は設定しない	基本水量は設定していない	全ての口径で、基本水量(口径30mm以上は同量)を設定
従量料金	単一の従量料金単価を設定(逡増度を設定しない)	7段階の逡増制従量料金としており、逡増度は3.71倍	2段階の逡増制従量料金としており、逡増度は1.33倍

料金体系の検討ポイント

- ◆ 料金構造について、経営環境の変化に強い料金体系とする観点から、基本料金と従量料金の収入割合について検討する必要があります。
- ◆ 基本料金について、客観的公平の確保の観点から、口径別基本料金や基本水量の廃止について検討する必要があります。
- ◆ 従量料金について、公平性及び経営環境の変化に強い料金体系とする観点から、従量料金単価の逡増度の設定が検討ポイントとなります。

料金体系の検討ポイント

	検討ポイント	検討の方向性
料金構造	(検討ポイント①) 基本料金と従量料金の収入割合	固定費を回収する基本料金収入の適正な割合について検討します
基本料金	(検討ポイント②) 口径別の基本料金設定	口径別の基本料金(メーター使用料含む)の設定について検討します
	(検討ポイント③) 基本水量の廃止	少量使用者の負担増に留意しつつ、基本水量を設定しない料金体系について検討します
従量料金	(検討ポイント④) 使用水量区分及び単価の設定 (逡増度の設定)	使用者の負担増に留意しつつ、使用水量区分及び逡増度の緩和について検討します

(検討ポイント①) 基本料金と従量料金の収入割合の検討ポイントと検討の方向性

◆ 固定費を基本料金で賄うことで、水需要の変化に強い料金構造となりますが、特に少量利用者の負担増加にも配慮のうえ、基本料金と従量料金の収入割合を設定する必要があります。

料金構造と有収水量減少の関係性

● 固定費比率 = 基本料金比率の場合

費用 = 10億円 〔固定費 = 3億円〕 〔変動費 = 7億円〕	料金収入 10億円 〔基本料金 = 3億円〕 〔従量料金 = 7億円〕
---	---

有収水量 20%減少

費用の減少 = 料金の減少
 変動費 7億円 × 0.2 = ▲1.4億円
 従量料金 7億円 × 0.2 = ▲1.4億円

費用 = 8.6億円 〔固定費 = 3億円〕 〔変動費 = 5.6億円〕	料金収入 8.6億円 〔基本料金 = 3億円〕 〔従量料金 = 5.6億円〕
--	--

● 固定費比率 > 基本料金比率の場合

費用 = 10億円 〔固定費 = 3億円〕 〔変動費 = 7億円〕	料金収入 10億円 〔基本料金 = 2億円〕 〔従量料金 = 8億円〕
---	---

有収水量 20%減少

費用の減少 < 料金の減少
 変動費 7億円 × 0.2 = ▲1.4億円
 従量料金 8億円 × 0.2 = ▲1.6億円

費用 = 8.6億円 〔固定費 = 3億円〕 〔変動費 = 5.6億円〕	0.2億円赤字	料金収入 8.4億円 〔基本料金 = 2億円〕 〔従量料金 = 6.4億円〕
--	----------------	--

【検討の方向性】

算定要領に基づく総括原価の基本料金と従量料金への配賦結果に基づき、特に少量利用者の負担増について配慮のうえ、固定費を基本料金で賄える料金構造について検討します。

(検討ポイント①) 料金構造に関する国の見解

- ◆ 厚生労働省及び総務省は、水需要の増減に収入が影響されない体系として、基本料金収入の比率を高めることの重要性を示しています。
- ◆ 一方で、少量利用者の負担が重くなるため、影響の小さい範囲で徐々に変更していくことの重要性をあわせて示しています。

平成25年 新水道ビジョン（厚生労働省）より抜粋

- 水道事業者は将来必要となる資金を確保できるよう、料金金額の見直しを図るほか、逓増性料金体系の見直しに加え、基本料金と従量料金の関係の見直し等、財政基盤の強化を目指した料金体系全般に対する改善を図ることも必要となる。
- 料金見直しの方向性として、固定費を基本料金で全て回収するのが最も安定的な料金徴収方法で、基本料金ベースと従量料金ベースの割合を費用面での固定費と変動費の割合と同等とすると、水需要の増減に収入が影響されない体系となる。
- しかし、収益的支出の95%を基本料金で回収する事になり、現行の料金制度からの急激な変更は利用者の許容度を越えた影響がでると考えられ、現行の料金制度から利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更していくことが重要である。

(検討ポイント②) 口径別の基本料金設定の検討ポイントと検討の方向性

- ◆ 口径13mm、口径20mmの基本料金について、豊能水道事業では同額で設定されています。
- ◆ 口径30mm以上の基本料金について、能勢町水道事業では同額で設定されています(別途口径別にメーター使用料を設定)。

現在の基本料金と基本水量

口径	豊能水道事業		能勢町水道事業			能勢町基本水量まで利用した場合の料金	
	基本料金	基本水量	基本料金	メーター使用料	基本水量	豊能	能勢
13mm	1,180円	—	1,720円	96円	8m ³	2,332円	1,816円
20mm	1,180円	—	2,580円	191円	12m ³	2,988円	2,771円
25mm	1,840円	—	3,225円	286円	15m ³	4,200円	3,511円
30mm	2,620円	—	4,300円	477円	20m ³	5,900円	4,777円
40mm	4,720円	—	4,300円	762円	20m ³	8,000円	5,062円
50mm	7,360円	—	4,300円	953円	20m ³	10,640円	5,253円
75mm	16,520円	—	4,300円	1,429円	20m ³	19,800円	5,729円

【検討の方向性】

客観的公平の確保の観点とあわせて、少量使用者の負担増等にも配慮し、算定要領に基づく口径別基本料金の算定結果に基づき、基本料金(メーター使用料含む)を検討します。

(検討ポイント③) 基本水量の廃止の検討ポイントと検討の方向性

- ◆ 前述のとおり、豊能水道事業では基本水量が設定されていないのに対して、能勢町水道事業では全ての口径で基本水量が設定されています。

基本水量の考え方

- 基本水量とは、基本料金に含まれる一定の使用水量のことで、主に一般家庭において公衆衛生上の観点から、生活用水としての水使用を促す目的で設定されたものです。
- 水道が十分に普及した現代では、基本水量の役割は一定終えていると考えられることや、使用水量に係わらず料金が同じであることについて、使用者の理解が得られにくいことなどから、算定要領においても基本水量を設定しない料金体系が原則とされています。

【検討の方向性】

基本料金及び従量料金の使用水量区分や単価の設定とあわせて、少量使用者の負担増に配慮しつつ、**基本水量を設定しない料金体系について検討**します。

(検討ポイント④) 使用水量区分及び単価の設定の検討ポイントと検討の方向性

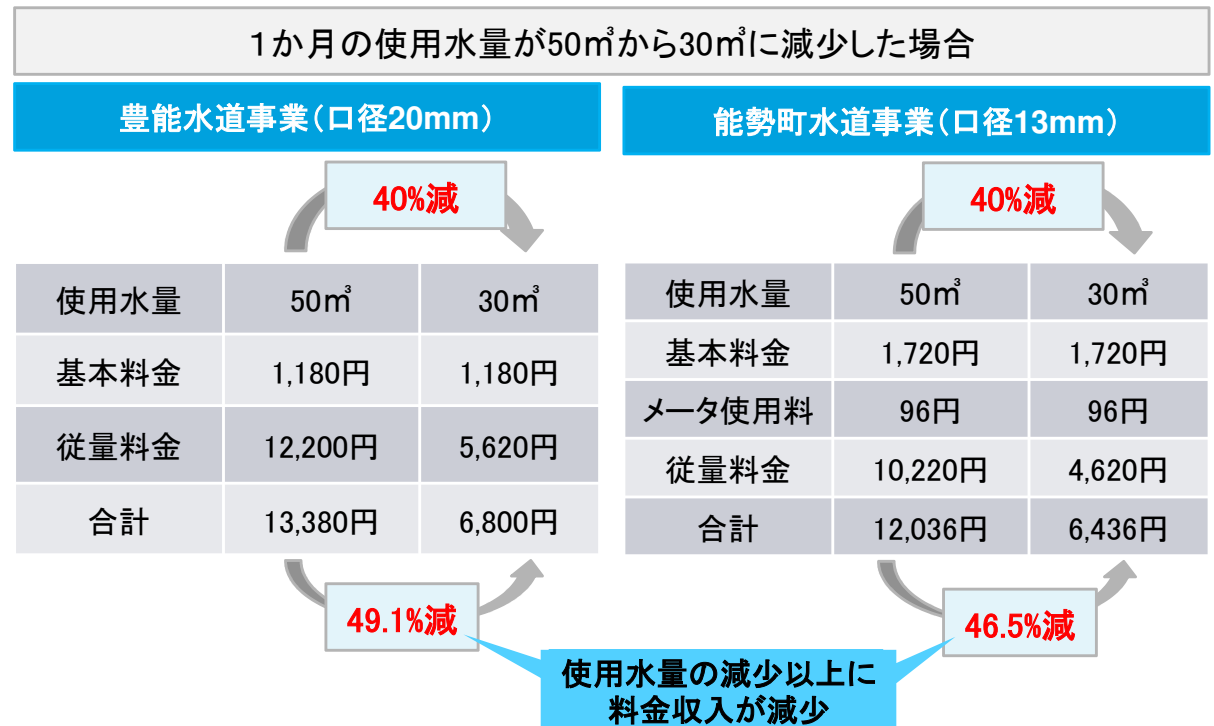
- ◆ 逓増制の従量料金体系は、水需要が増加し、供給が不足していたかつての社会情勢における消費の抑制や生活用水の低廉化を背景として、多くの水道事業で設定されてきました。
- ◆ 水需要が減少している現状においては、水需要の減少を上回る速さで収入減を招くことが危惧されるため、安定的な料金収入の確保には、逓増制の従量料金体系の見直しが必要です。

現在の料金体系

水量	豊能水道事業	能勢町水道事業
～10m ³	144円/m ³	210円/m ³ ↑ 逓増度 1.33倍 ↓ 280円/m ³
11m ³ ～20m ³	184円/m ³	
21m ³ ～30m ³	234円/m ³	
31m ³ ～40m ³	294円/m ³	
41m ³ ～70m ³	364円/m ³	
71m ³ ～100m ³	444円/m ³	
101m ³ ～	534円/m ³	

逓増度 3.71倍

逓増度と使用水量減少の関係性



【検討の方向性】

水需要の減少に影響を受けにくい安定的な料金収入の確保のため、使用者の負担増に配慮し、逓増度の緩和について検討します。

(検討ポイント④) 逓増制の従量料金設定に関する国の見解

- ◆ 厚生労働省及び総務省は、水需要が減少傾向にある現状にあつて、逓増制従量料金体系の見直しの重要性を示しています。
- ◆ 一方で、少量利用者の負担が重くなるため、影響の小さい範囲で徐々に変更していくことの重要性をあわせて示しています。

平成25年 新水道ビジョン（厚生労働省）より抜粋

- 従量側に偏った逓増型の料金体系は、水需要が右肩上がり水資源が不足していた時代には適応していたが、水需要が減少傾向にある現状においては、需要減少以上の速さで収入減を招くため、緩やかな見直しが必要である。
- これからの水道事業には、逓増型からの脱却を見据え、新たな料金システムの導入に積極的に取り組み、アセットマネジメントを活用しつつ、将来の事業収入の実情に即した料金体系の適正化を図る方策が必要である。
- 固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者への影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を行うとともに、地下水等の自己水源を利用する企業等への料金賦課方法について、経営的観点での対応が必要である。

平成26年 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書(総務省)より抜粋

- 逓増型従量料金は、水使用の抑制という観点からは必要性があると考えられるものの、節水意識が高まっていることや、有収水量が減少傾向にある現状においては、経営の安定性を欠く料金体系となりつつあると考えられる。

【参考】大阪府内の事業体における逓増度の状況(一般・家事用/口径13mm・20mm)

事業体名	料金体系	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	逓増料金 (円/m ³)	逓増 段階数	2段階目 料金単価(円/m ³)	逓増度 対1段階目	逓増度 対2段階目	逓増区分 (m ³)								
									~10	~20	~30	~50	~100	~200	~	1,001	
大阪市	用途	0	850	@10 ~ @358	8	@97	35.8	3.7	~10	~20	~30	~50	~100	~200	~	1,001	
堺市	口径	0	650	@37 ~ @332	8	@122	9.0	2.7	~10	~20	~30	~50	~100	~500	~	1,001	
岸和田市	口径	5	585	@43 ~ @271	8	@124	6.3	2.2	~8	~10	~20	~30	~50	~100	~500	501~	
豊中市	口径	0	760	@20 ~ @421	7	@131	21.1	3.2	~10	~20	~30	~50	~100	~500	501~		
池田市	用途	8	710	@75 ~ @371	9	@150	4.9	2.5	~10	~20	~30	~40	~50	~100	~500	~	1,001
吹田市	口径	0	900	0 ~ @330	7	@40	-	8.3	~6	~10	~20	~30	~50	~300	~300		
泉大津市	用途	0	424	@37 ~ @313	7	@38	8.5	8.2	~5	~10	~20	~30	~50	~100	101~		
高槻市	口径	0	690	@10 ~ @340	8	@25	34.0	13.6	~6	~10	~20	~30	~50	~300	~	1,001	
貝塚市	用途	10	940	@125 ~ @300	8	@175	2.4	1.7	~20	~30	~50	~100	~200	~500	~	1,001	
守口市	用途	8	737	@101 ~ @328	7	@134	3.2	2.4	~10	~20	~30	~50	~100	~500	501~		
枚方市	口径	0	660	@4 ~ @335	9	@105	83.8	3.2	~8	~10	~20	~30	~50	~100	~200	~500	501~
茨木市	口径	0	500	@55 ~ @250	8	@80	4.5	3.1	~10	~20	~30	~40	~50	~100	~500	501~	
八尾市	口径	0	600	@34 ~ @305	9	@158	9.0	1.9	~10	~20	~30	~50	~100	~300	~600	~	1,001
泉佐野市	口径	0	500	@50 ~ @320	6	@160	6.4	2.0	~10	~20	~30	~50	~100	101~			
富田林市	口径	8	630	@131 ~ @262	6	@165	2.0	1.6	~20	~30	~40	~50	~100	101~			
寝屋川市	用途	10	964	@140 ~ @369	9	@183	2.6	2.0	~20	~30	~50	~100	~200	~300	~500	~	1,001
河内長野市	口径	0	655	@37 ~ @297	7	@168	8.0	1.8	~10	~20	~30	~50	~100	~300	301~		
松原市	用途	6	660	@38 ~ @361	6	@167	9.5	2.2	~8	~20	~30	~50	~100	101~			
大東市	用途	10	900	@140 ~ @330	6	@180	2.4	1.8	~20	~30	~50	~100	~300	301~			
和泉市	口径	0	500	@46 ~ @248	6	@138	5.4	1.8	~10	~20	~30	~50	~100	101~			
箕面市	用途	8	686	@126 ~ @355	8	@168	2.8	2.1	~10	~20	~30	~50	~100	~300	~500	501~	
柏原市	用途	5	640	@59 ~ @282	7	@150	4.8	1.9	~10	~20	~30	~40	~50	~100	101~		
羽曳野市	用途	8	635	@130 ~ @310	5	@160	2.4	1.9	~10	~20	~40	~100	101~				
門真市	用途	10	896	@158 ~ @384	8	@208	2.4	1.8	~20	~30	~40	~50	~100	~200	~500	501~	
摂津市	口径	6	680	@59 ~ @415	9	@139	7.0	3.0	~8	~10	~20	~30	~50	~100	~500	~	1,001
高石市	用途	0	455	@39 ~ @310	6	@145	7.9	2.1	~8	~20	~30	~50	~100	101~			
藤井寺市	用途	8	880	@30 ~ @316	6	@204	10.5	1.5	~10	~20	~30	~50	~100	101~			
東大阪市	用途	7	608	@98 ~ @247	4	@146	2.5	1.7	~10	~20	~30	31~					
泉南市	口径	0	826	@17 ~ @305	7	@137	17.9	2.2	~6	~20	~30	~50	~100	~200	201~		
四條畷市	用途	10	1,028	@148 ~ @386	7	@178	2.6	2.2	~15	~25	~50	~100	~500	~	1,001		
交野市	口径	8	770	@124 ~ @341	8	@147	2.8	2.3	~10	~20	~30	~100	~200	~500	~	1,001	
大阪狭山市	用途	10	860	@160 ~ @305	6	@192	1.9	1.6	~20	~30	~50	~100	~	1,001			
阪南市	用途	8	924	@131 ~ @383	8	@150	2.9	2.6	~10	~15	~20	~30	~50	~100	~200	201~	
島本町	口径	0	660	@60 ~ @260	3	@140	4.3	1.9	~10	~30	31~						
豊能町	口径	0	1,180	@144 ~ @534	7	@184	3.7	2.9	~10	~20	~30	~40	~70	~100	101~		
能勢町	口径	8	1,720	@210 ~ @280	2	@280	1.3	1.0	~30	31~							
忠岡町	用途	8	820	@150 ~ @350	4	@220	2.3	1.6	~30	~50	~100	101~					
熊取町	口径	8	590	@131 ~ @329	7	@153	2.5	2.2	~10	~20	~30	~40	~60	~100	101~		
田尻町	用途	8	802	@159 ~ @219	4	@181	1.4	1.2	~20	~30	~50	51~					
岬町	用途	6	829	@170 ~ @554	9	@190	3.3	2.9	~10	~20	~30	~40	~50	~70	~100	~200	201~
太子町	用途	0	380	@114 ~ @338	8	@138	3.0	2.4	~10	~20	~30	~40	~50	~100	~150	151~	
河南町	口径	0	370	@90 ~ @280	8	@140	3.1	2.0	~10	~20	~30	~40	~50	~100	~150	151~	
千早赤阪村	用途	0	500	@120 ~ @210	5	@140	1.8	1.5	~10	~20	~30	~40	41~				

出典:水道料金表(R3.4.1)

口径別の逓増度平均(豊能、能勢除く):

8.7	2.7
3.8	2.1

口径別の中央値(豊能、能勢除く):

3. 加入金の検討

加入金の設定状況

- ◆ 豊能水道事業では区域ごとに口径別加入金を設定している一方で、能勢町水道事業では区域にかかわらず同額の口径別加入金を設定しています。
- ◆ 府内平均と比較すると、両事業の加入金は概ね高水準にあり、特に能勢町水道事業では府内平均の6～10倍の水準です。

【現在の加入金と府内平均】

(料金、加入金は全て税抜、令和2年4月1日時点)

口径	豊能水道事業 ※						能勢町 水道事業	府内平均 (豊能・能勢を除く)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
13mm	200,000円	38,000円	495,000円	619,000円	711,000円	866,000円	1,142,858円	123,670円
20mm	300,000円	95,000円	761,000円	952,000円	1,095,000円	1,333,000円	1,523,810円	158,983円
25mm	440,000円	171,000円	952,000円	1,190,000円	1,369,000円	1,666,000円	3,428,572円	323,060円
30mm	660,000円	266,000円	1,142,000円	1,428,000円	1,642,000円	2,000,000円	5,714,286円	613,064円
40mm	1,100,000円	533,000円	1,523,000円	1,904,000円	2,190,000円	2,666,000円	10,285,722円	1,081,058円
50mm	5,500,000円	933,000円	1,904,000円	2,380,000円	2,738,000円	3,333,000円	16,000,012円	1,825,926円
75mm	11,000,000円	2,533,000円	2,857,000円	3,571,000円	4,107,000円	5,000,000円	37,714,314円	4,898,647円

※加入金は、区域ごとに設定されていて、それぞれ以下の区域の加入金を示しています。

- (1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風の区域
- (2) 統合以前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域
- (3) 統合以前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域
- (4) 統合以前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域
- (5) 統合以前の牧簡易水道事業の区域
- (6) 統合以前の寺田特設水道事業の区域

加入金の実績と検討の方向性

- ◆ 加入金は、給水装置の新設、増径工事の実施に際し、工事申込者が一時金として負担する額のことです。水道の拡張時代において、拡張に係る施設や管路整備に伴う料金値上げの抑制のために導入された制度であり、現在でも、新旧需要者間の負担の公平性の確保及び経営基盤の強化を図る目的で採用されています。
- ◆ 両水道事業における加入金の過去の収入額実績は、年度ごとに増減があるものの、水道料金収入に対する割合は1%～5%程度となっています。
- ◆ 加入金に係る収入については、水道事業体ごとに取扱(収益的収入または資本的収入)が異なることや、加入金の考え方にも差異が見られる。

加入金の実績(税抜)

	豊能水道事業		能勢町水道事業		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H29年度	8件	2,111千円	24件	25,942千円	32件	28,053千円
H30年度	8件	3,052千円	6件	5,390千円	14件	8,442千円
R1年度	9件	8,552千円	15件	23,126千円	24件	31,678千円
R2年度	9件	4,304千円	9件	9,142千円	18件	13,446千円
R3年度	17件	5,607千円	19件	25,542千円	36件	31,149千円
合計	51件	23,626千円	73件	89,145千円	124件	112,771千円

【検討の方向性】

加入金については、引き続き設ける方向で検討します。

(参考)

料金改定する場合の収支表(パターンⅢ)

●収益的収支(税抜)

単位:千円

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
業務量	年間有収水量(千m ³)	2,592	2,430	2,377	2,337	2,285	2,233	2,186	2,145	2,093	2,041	1,995	1,951	1,898	1,844	
収入の部	給水収益(料金収入)	604,472	640,072	626,136	678,234	687,908	672,303	658,238	645,937	630,106	614,502	600,545	587,425	571,425	555,161	
	その他営業収益	54,766	13,592	12,812	12,812	12,812	12,812	12,812	12,812	12,812	12,812	12,812	12,812	12,812	12,812	
	長期前受金戻入	201,389	200,634	202,210	195,309	155,887	151,524	155,891	145,379	125,002	121,866	121,514	121,489	114,006	111,566	
	営業外収益	231,093	171,156	161,919	315,422	164,481	132,850	117,926	115,190	113,322	114,400	113,701	111,191	111,199	110,825	
	計①	1,091,719	1,025,454	1,003,076	1,201,776	1,021,088	969,489	944,867	919,317	881,241	863,580	848,572	832,917	809,442	790,363	
支出の部	人件費	85,552	84,427	84,427	114,427	71,635	71,635	71,635	71,635	71,635	71,635	71,635	71,635	71,635	71,635	71,635
	維持管理費等	193,361	198,350	189,364	187,713	190,949	182,128	184,212	166,949	159,465	155,943	161,895	157,918	155,109	160,281	
	引当金	11,478	9,872	9,872	9,872	9,872	9,872	9,872	9,872	9,872	9,872	9,872	9,872	9,872	9,872	
	支払利息	74,836	69,211	63,721	58,477	53,210	47,725	42,247	37,208	32,537	28,227	27,319	29,028	26,853	27,022	
	減価償却費	472,001	486,645	494,557	463,442	383,071	369,578	370,513	369,951	356,364	359,779	377,884	397,426	397,214	406,528	
	受水費	223,958	217,104	212,085	208,370	203,334	198,498	194,267	190,345	185,516	180,943	176,633	172,768	167,987	163,151	
	その他	19,252	30,022	30,022	30,022	30,022	30,022	30,022	30,022	30,022	30,022	30,022	30,022	30,022	30,022	
	計②	1,080,440	1,095,631	1,084,048	1,072,323	942,093	909,457	902,767	875,981	845,411	836,421	855,259	868,669	858,691	868,510	
損益	①-②	11,280	▲ 70,177	▲ 80,971	129,453	78,995	60,032	42,099	43,336	35,830	27,159	▲ 6,688	▲ 35,752	▲ 49,249	▲ 78,147	
	供給単価(円/m ³)	233.2	263.4	263.4	290.2	301.1	301.1	301.1	301.1	301.1	301.1	301.1	301.1	301.1	301.1	
	給水原価(円/m ³)	339.1	368.3	371.0	375.2	344.1	339.4	341.6	340.5	344.2	350.1	367.8	382.9	392.4	410.5	

●資本的収支

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収入の部	企業債	0	75,500	57,300	44,100	14,600	23,200	38,900	23,900	27,200	200,900	331,500	121,700	234,100	76,500
	市町村繰入金	66,534	106,766	102,587	102,932	105,052	106,680	106,294	101,751	97,943	90,256	89,683	87,075	78,649	70,517
	国庫(府)補助金	0	50,173	22,447	40,790	104,108	150,297	98,512	112,214	130,071	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計①	66,534	232,439	182,334	197,822	223,760	280,177	243,706	237,865	255,214	291,156	421,183	208,775	312,749	147,017
支出の部	事業費	18,482	270,554	164,130	194,137	266,200	395,186	501,817	366,517	417,027	433,520	297,269	293,524	418,905	228,781
	企業債償還金	133,067	344,589	330,879	322,225	326,589	329,719	323,906	298,867	290,824	268,392	266,072	269,262	254,078	243,034
	その他	0	1,004	5,182	4,206	3,071	6,143	5,495	3,820	3,820	232,906	231,055	7,919	3,068	2,075
	計②	151,550	616,147	500,191	520,568	595,860	731,048	831,218	669,204	711,671	934,818	794,396	570,705	676,051	473,890
不足額	①-②	▲ 85,016	▲ 383,708	▲ 317,857	▲ 322,746	▲ 372,100	▲ 450,871	▲ 587,512	▲ 431,339	▲ 456,457	▲ 643,663	▲ 373,214	▲ 361,930	▲ 363,303	▲ 326,874

●資金残高及び企業債残高

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
資金残高	1,286,988	1,156,877	1,066,825	1,159,732	1,119,520	984,170	700,508	571,906	422,063	84,392	▲ 10,606	▲ 104,158	▲ 193,911	▲ 281,662
企業債残高	4,236,008	3,966,920	3,693,341	3,415,216	3,103,227	2,796,708	2,511,702	2,236,735	1,973,112	1,905,620	1,971,048	1,823,486	1,803,508	1,636,974
資金残高÷給水収益×12か月	25.5	21.7	20.4	20.5	19.5	17.6	12.8	10.6	8.0	1.6	-0.2	-2.1	-4.1	-6.1
企業債残高対給水収益比率	700.8%	619.8%	589.9%	503.5%	451.1%	416.0%	381.6%	346.3%	313.1%	310.1%	328.2%	310.4%	315.6%	294.9%

※ R2~R5は、統合前ですが、豊能水道事業と能勢町水道事業を合算した値を表示しています。